

栃木県透析懇談会規約

第1条（名称）

本会は『栃木県透析懇談会』と称す。事務局を下記におく。

〒321-0964 栃木県宇都宮市駅前通り2-2-11
奥田クリニック内 ☎ 028-635-0310

第2条（目的）

本会は人工透析における医学、看護学、工学、栄養学、社会学的知見に関する研究の発展、知識の交流及び透析業務の質の向上を図ることを目的とする。

第3条（会員）

本会は正会員、賛助会員によって構成される。

- 1) 正会員 : 本会の構成は任意の個人単位とし、その加入については、会の協議を経て会長の承認を得るものとする。
- 2) 賛助会員 : 本会の目的に賛同する団体及び法人。賛助会員は、希望により栃木県透析懇談会のホームページに団体名もしくは法人名を掲載することができる。

第4条（役員）

本会は下記の役員をおく。

会長1名、副会長1名、事務局長1名、会計1名、会計監査1名、幹事若干名、顧問若干名。

- 1) 役員を選出は各施設より若干名の推薦により依頼する。会長及び各役員は役員会の中で選出される。
- 2) 役員会は会長が委託し、本会の運営にあたる。
- 3) 役員の任期は特に定めず、変更は各施設の代表者の中で選出していく。

第5条（会議）

総会、役員会

- 1) 総会は年1回開催する。
- 2) 総会の開催については役員会の協議により定める。
- 3) 総会は会員の1/2以上の出席により成立する。あらかじめ委任状があれば出席とみなす。委任状は原則として1人1名までとする。

第6条（役員会）

- 1) 懇談会事業予定にそって開催し、会長が必要と認めた時に臨時役員会を開催する。
- 2) 懇談会の準備（企画、プログラム、資料の作成、情報交換）。
- 3) 懇談会の議事録作成、まとめ、運営検討。
- 4) 出席役員または代理、役員会の成立は役員1/2以上とする。
- 5) 議決は、出席役員2/3以上の同意によって議決される。
- 6) 役員会出席のための交通費は、懇談会で負担する。但し、該当者、金額は、役員会で決定する。

第7条（懇談会）

- 1) 1年に1回。
- 2) 看護、技術、栄養業務の検討、各分科会の施行。また、各分科会での検討事項は、各分科会内で決議し役員会に報告する。
- 3) 研究発表
- 4) 講演
- 5) 出席、各透析施設個人単位

第8条（財政）

- 1) 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
- 2) 会費は次の通り全納する（年額）

| | | | | |
|------|----|---|--------|--------|
| 年会費 | 個人 | ¥ | 1,000 | |
| 賛助会費 | 1口 | ¥ | 30,000 | （メーカー） |

- 3) 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とし会計及び決算について報告しなければならない。
- 4) 本会会計監査は、総会席上にて前年度の会計、決算について報告しなければならない。
- 5) 既納の会費の返還は行わない。
- 6) 年会費の徴収は総会時期に行い、入会金は徴収しない。

第9条（広報）

本会は総会及び研究会（セミナー）の記録として、ホームページの更新を行い会員各位、関係診療機関等にお知らせする。

第10条（規約改正）

本会の規約は役員会の協議を経て総会の承認のもとに変更することができる。

以上、昭和61年5月1日より施行する

2015年5月改訂

2017年6月改訂